

(一覽表 2)

不利益処分に係る処分基準

部局名：保健福祉部健康安全局地域保健課
(電話011-231-4111 (内線25-511))

No	法令名	根拠条項	不利益処分の概要	設定等	備考
13	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第27条第2項、第50条	感染症の病原体に汚染された場所の消毒命令	未設定 イ	(道立のみ 保健所長)
14	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第28条第1項、第50条	ねずみ族、昆虫等の駆除命令	未設定 イ	(道立のみ 保健所長)
15	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第29条第1項、第50条	物件に係る措置	未設定 イ	(道立のみ 保健所長)
16	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第30条第1項、第50条	死体の移動制限	未設定 イ	(道立のみ 保健所長)
17	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第31条第1項、第50条	生活の用に供される水の使用制限、禁止	未設定 イ	(道立のみ 保健所長)
18	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第32条第1項及び第2項、第50条	建物に係る措置	未設定 イ	
19	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第33条、第50条	交通の制限又は遮断	未設定 イ	(道立のみ 保健所長)
20	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第38条第9項	感染症指定医療機関の指定の取り消し	未設定 イ	(道立のみ 保健所長)
21	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第63条第4項	費用の徴収	未設定 イ	(道立のみ 保健所長)
22	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	第19条第3項	一般疾病医療機関の指定の取消	未設定 イ	
23	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	第30条第2項	医療特別手当等の一時差し止め	未設定 イ	

[留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非 公」 審査基準を設定しているが、公にしていない場合

* 処分基準を設定し、公にするのは努力義務であるが、手続法の趣旨から、合理的な理由がある場合を除いては定めなければならない。

(一覽表 2)

不利益処分に係る処分基準

部局名：保健福祉部健康安全局地域保健課
(電話011-231-4111 (内線25-511))

No	法令名	根拠条項	不利益処分の概要	設定等	備考
24	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	第47条第1項	不正受給者からの不正利得の徴収	未設定 イ	
25	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則	第40条第2項	医療特別手当証書の返還命令	未設定 イ	
26	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則	第46条	特別手当証書の返還命令	未設定 イ	
27	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則	第54条	健康管理手当証書の返還命令	未設定 イ	
28	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則	第62条第1項	保健手当証書の提出命令	未設定 イ	
29	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則	第63条	保健手当証書の返還命令	未設定 イ	
30	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律	第21条第1項	扶養義務者からの費用徴収	未設定 イ	
31	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条に規定する援護に関する政令	第2条第6項	援護の変更	未設定 イ	
32	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条に規定する援護に関する政令	第2条第7項	援護の停止、廃止	未設定 イ	
33	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条に規定する援護に関する政令	第2条第13項	援護の変更、停止、廃止	未設定 イ	
34	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条に規定する援護に関する政令	第3条	不正援護受給者からの費用徴収	未設定 イ	
35	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条に規定する援護に関する政令	第2条第9項	援護の目的達成に必要な指導又は指示	未設定 ロ	

[留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めにくくされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非 公」 審査基準を設定しているが、公にしていない場合

* 処分基準を設定し、公にするのは努力義務であるが、手続法の趣旨から、合理的な理由がある場合を除いては定めなければならない。